

青森県報

第四百九十六号

令和四年
八月十日
(水曜日)

目次

規 則

○青森県特定公共賃貸住宅規則の一部を改正する規則……………(建築住宅課) ……一

告 示

○介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高年齢福祉保険課) ……一

○公有水面埋立ての免許の出願の要領……………(漁港漁場整備課) ……一

公 告

○大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……三

○肥料登録の有効期間の更新……………(食の安全・安心推進課) ……四

規 則

青森県特定公共賃貸住宅規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十一号

青森県特定公共賃貸住宅規則の一部を改正する規則

青森県特定公共賃貸住宅規則(平成九年七月青森県規則第七十四号)の一部を次の

ように改正する。

第三条第一項中「第一条第三号」を「第一条第四号」に、「次条第二号イ」を「次条第一項第三号イ」に改める。

第四条第一項第三号、第十一条第二項第一号ロ、第十五条第三号ロ及び第十六条第三号ロ中「第一条第三号」を「第一条第四号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

示

青森県告示第四百六十一号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和四年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所	指定年月日
株式会社いぶきの里	大平九一の六	上北郡七戸町字	訪問介護	ヘルパーステーション	令和四年八月一日

青森県告示第四百六十二号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、令和四年七月二十九日公有水面の埋立ての免許の出願があったので、同法第三条第一項の規定により、その要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、青森市役所に備えて置いて縦覧に供する。

令和四年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 出願人の住所及び名称

青森市長島一丁目の一
青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一
青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

青森市大字奥内字川合六一番四六から六一番六七の地先公有水面

2 区域

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第一項第一号の規定による
国土交通省告示（平成十四年一月十日告示第九号）で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の各地点のうち、①の地点から②⑤の地点までを順次に直線で結んだ線及び①の地点と②⑤の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 X座標 プラス九八八六八・七〇八
Y座標 マイナス一三〇五二・九八八
- ②の地点 X座標 プラス九八八四四・二二五
Y座標 マイナス一三〇四七・六二四
- ③の地点 X座標 プラス九八八四三・〇〇五
Y座標 マイナス一三〇五三・一九二
- ④の地点 X座標 プラス九八八四三・六九三
Y座標 マイナス一三〇五三・三四三
- ⑤の地点 X座標 プラス九八八二七・四九一
Y座標 マイナス一三一二七・二九三
- ⑥の地点 X座標 プラス九八八三八・八八八

- ⑦の地点 Y座標 マイナス一三一〇七・八八〇
X座標 プラス九八八三九・〇三九
- ⑧の地点 Y座標 マイナス一三一〇七・一九三
X座標 プラス九八八三二・四九五
- ⑨の地点 Y座標 マイナス一三一〇五・七五九
X座標 プラス九八八一七・二五二
- ⑩の地点 Y座標 マイナス一三一七五・三二九
X座標 プラス九八八二二・一八三
- ⑪の地点 Y座標 マイナス一三一七六・四〇九
X座標 プラス九八八二五・九七八
- ⑫の地点 Y座標 マイナス一三一六〇・八五〇
X座標 プラス九八八三二・〇四九
- ⑬の地点 Y座標 マイナス一三一六二・二一一
X座標 プラス九八八四一・八一三
- ⑭の地点 Y座標 マイナス一三一六四・三七一
X座標 プラス九八八五一・五三〇
- ⑮の地点 Y座標 マイナス一三一六六・七四五
X座標 プラス九八八六一・二三一
- ⑯の地点 Y座標 マイナス一三一六九・一八八
X座標 プラス九八八七〇・九〇三
- ⑰の地点 Y座標 マイナス一三一七一・七六八
X座標 プラス九八八八〇・五三一
- ⑱の地点 Y座標 マイナス一三一七四・五五三
X座標 プラス九八八九〇・四七〇
- ⑲の地点 Y座標 マイナス一三一七五・九一二
X座標 プラス九八九〇〇・六五一
- ⑳の地点 Y座標 マイナス一三一七六・一六七
X座標 プラス九八九一〇・七七九
- ㉑の地点 Y座標 マイナス一三一七六・六六六
X座標 プラス九八九二〇・八九八
- ㉒の地点 Y座標 マイナス一三一七七・二〇四
X座標 プラス九八九三〇・八一四

漁港施設用地

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース福地店・ツルハドラッグ福地南部店

三戸郡南部町大字苦米地字白山堂一の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区麹町五丁目一の一 代表取締役 辻田泰徳	芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区麹町五丁目一の一 代表取締役 織田寛明	令和 四・四・一

三 届出年月日

令和四年七月一日

四 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び南部町役場

2 期間

令和四年八月十日から同年十二月十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、南部町役場にあつては、その執務時間内とする。

Y座標 マイナス一三一七八・六七〇

㉓の地点 X座標 プラス九八九四〇・四三三

Y座標 マイナス一三一八〇・七七七

㉔の地点 X座標 プラス九八九五〇・九八〇

Y座標 マイナス一三一三二・六〇〇

㉕の地点 X座標 プラス九八九五一・一九九

Y座標 マイナス一三一三二・六四八

3 面積 八、五八六・二四平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

青森市大字奥内字川合六一番四四から六一番八二の地先公有水面

2 区域

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示（平成十四年一月十日告示第九号）で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の各地点のうち、アの地点からカの地点までを順次に直線で結んだ線及びアの地点とカの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 X座標 プラス九八九九・二〇一

Y座標 マイナス一三〇〇五・八八二

イの地点 X座標 プラス九八七八・九五一

Y座標 マイナス一二九六二・〇〇九

ウの地点 X座標 プラス九八七六六・二四三

Y座標 マイナス一三〇六五・六五〇

エの地点 X座標 プラス九八八二〇・二六二

Y座標 マイナス一三〇七七・四八六

オの地点 X座標 プラス九八七九八・四二〇

Y座標 マイナス一三一七七・一七七

カの地点 X座標 プラス九八九四四・六五二

Y座標 マイナス一三二〇九・二一六

3 面積

三七、〇二八・四四平方メートル

四 埋立地の用途

五 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和四年十二月十日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

肥料登録の有効期間の更新

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により令和四年八月二日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和四年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県第三七二号	登録番号	なたね油かす及びその粉末	肥料の種類	御なたね油の菜種粕	肥料の名称	窒素全量四・八 りん酸全量二・〇 加里全量一・〇	保証成分量（パーセント）	規 格 その他の	該当なし	生産業者の氏名又は名称及び住所	特定非常利活動法人菜の花トラスト むつ市大字田名部字下道四番
----------	------	--------------	-------	-----------	-------	--------------------------------	--------------	-------------	------	-----------------	-----------------------------------

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円